

12月7日（火）

平成 22 年 12 月 7 日 (火 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (41 名)

- 5 番 西 村 賢 (新みやざき)
- 6 番 岡 師 博 規 (日 日 新)
- 7 番 武 井 俊 輔 (愛みやざき)
- 8 番 岩 下 斌 彦 (つくしの会)
- 9 番 山 下 博 三 (自由民主党)
- 10 番 黒 木 正 一 (同)
- 11 番 松 村 悟 郎 (同)
- 12 番 中 村 幸 一 (同)
- 15 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 16 番 外 山 良 治 (同)
- 17 番 田 口 雄 二 (新みやざき)
- 18 番 松 田 勝 則 (同)
- 19 番 中 野 廣 明 (自由民主党)
- 20 番 十 屋 幸 平 (同)
- 21 番 押 川 修 一 郎 (同)
- 22 番 外 山 衛 (同)
- 23 番 宮 原 義 久 (同)
- 24 番 河 野 安 幸 (同)
- 26 番 前 屋 敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 27 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 太 田 清 海 (社会民主党宮崎県議団)
- 29 番 満 行 潤 一 (同)
- 30 番 水 間 篤 典 (新みやざき)
- 31 番 濱 砂 守 (同)
- 32 番 星 原 透 (自由民主党)
- 33 番 中 野 一 則 (同)
- 34 番 横 田 照 夫 (同)
- 35 番 丸 山 裕 次 郎 (同)
- 36 番 蓬 原 正 三 (同)
- 39 番 新 見 昌 安 (公明党宮崎県議団)
- 40 番 長 友 安 弘 (同)
- 41 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 43 番 井 上 紀 代 子 (新みやざき)
- 45 番 権 藤 梅 義 (同)
- 46 番 徳 重 忠 夫 (同)
- 47 番 坂 口 博 美 (自 民 党 鳳 凰 の 会)
- 48 番 萩 原 耕 三 (自由民主党)
- 49 番 黒 木 覚 市 (同)
- 50 番 緒 嶋 雅 晃 (同)
- 51 番 米 良 政 美 (同)

53 番 福 田 作 弥 (自由民主党)
欠 席 議 員 (1 名)

52 番 外 山 三 博 (自由民主党)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 知 事 県 民 政 策 部 長 総 務 部 長 福 祉 保 健 部 長 環 境 森 林 部 長 商 工 観 光 労 働 部 長 農 政 水 産 部 長 県 土 整 備 部 長 会 計 管 理 者 企 業 局 長 病 院 局 長 財 政 課 長 教 育 委 員 長 教 育 長 公 安 委 員 長 警 察 本 部 長 人 事 委 員 長 代 表 監 査 委 員 | <ul style="list-style-type: none"> 東 国 原 英 夫 山 下 健 次 稲 用 博 美 高 橋 博 明 吉 瀬 和 一 渡 邊 亮 一 高 島 俊 一 児 玉 宏 紀 加 藤 裕 彦 濱 砂 公 一 甲 斐 景 早 文 日 隈 俊 郎 近 藤 好 子 渡 辺 義 人 佐 藤 勇 夫 鶴 見 雅 男 黒 木 奉 武 城 倉 恒 雄 |
|--|--|

事務局職員出席者

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 事 務 局 長 事 務 局 次 長 総 務 課 長 議 事 課 長 政 策 調 査 課 長 議 事 課 長 補 佐 議 事 担 当 主 幹 議 事 課 主 査 議 事 課 主 査 | <ul style="list-style-type: none"> 日 高 勝 弘 岡 崎 吉 博 渡 邊 靖 之 武 田 宗 仁 日 高 正 憲 中 原 光 晴 日 高 賢 治 関 谷 幸 二 前 田 陽 一 |
|---|---|

◎ 常任委員長審査結果報告

○中村幸一議長 ただいまの出席議員41名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

議案第1号から第13号まで並びに請願第41号から46号まで、及び継続審査中の請願を一括議題といたします。

ただいまから常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、押川修一郎委員長。

○押川修一郎議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。それでは御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外5件及び新規請願2件の計8件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定をいたしました。なお、議案及び請願第44号については全会一致で、請願第43の1号については賛成少数により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第1号「平成22年度一般会計補正予算（第8号）」についてであります。

今回の一般会計補正予算は、口蹄疫復興対策及び国の経済危機対応・地域活性化予備費使用に伴うもの、その他必要とする経費について措置することとしたものであり、1,044億5,600万円余の増額補正であります。この結果、一般会計の予算の規模は7,732億3,600万円余となります。補正予算に要する一般会計の歳入財源については、県債が1,005億5,700万円余、国庫支出金が30億9,700万円余、繰入金が7億2,900万円

余が主なものとなっております。

このうち、口蹄疫復興対策運用型ファンド事業についてであります。

これは、県が地方債を発行して調達した資金1,000億円を県出資の財団法人に無利子で貸し付け、その運用益として毎年4億円程度、平成27年度までの合計20億円程度を活用して復興対策事業を実施するものであります。

このことについて、委員より、「運用する財団法人は、いつ設立され、実際に事業が行われるのはいつになるのか」との質疑があり、当局より、「新しい財団法人は、今年度中を目途に設置したい。運用益により実施される復興対策事業は来年度からとなる」との答弁がありました。

さらに複数の委員より、「事業の中で市町村が実施する復興事業への支援等については、支援の対象になるのかどうかの判断の入り口を狭めずに、事業の効果が最大限に発揮されるように活用してほしい」との要望がありました。

また、今回の第7次となる口蹄疫対策関連の補正予算の合計は1,887億円余になり、このうち、県の持ち出しである一般財源は168億円余になります。この一般財源に対する特別交付税について、委員より質疑があり、当局より、「口蹄疫対策に対する特別交付税は今月中に交付決定される予定である。一般財源168億円余のうち、復興対策基金などに積み上げて、今年度事業として取り崩していない分や、公共事業費、職員の時間外勤務手当などについては、これまでの他県での災害復興費でも対象外となっており、差し引き110億円余について対象経費としていただくなど国と協議を行っている。また、口蹄疫対策以外の昨年も交付されている約30億円の特別交付税分についても、配分されるよう要

望している」との説明がありました。

このことについて委員より、「口蹄疫対策の対象として認められた経費については、省令改正により8割から10割が特別交付税として算定されるとのことであるので、特別交付税の配分の上積みに努力いただきたい」との要望がありました。

次に、議案第4号「宮崎県森林環境税条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、森林環境の保全に関する施策の費用に充てることを目的として、平成18年度から導入している森林環境税について、今年度までとなっている適用期間を5年間延長するものであります。

このことについて、委員より、「どのようにして森林環境税の継続の必要性を判断したのか」との質疑があり、当局より、「事前に県民の意識調査や企業へのアンケート調査を実施し、県民で85%以上、企業で8割以上で継続が必要との回答があり、県内各地での意見交換会でも継続の意見が多かった。また、森林環境税活用検討委員会においても、継続が必要との結論に至った」との答弁がありました。

さらに委員より、「県民の意識調査や企業へのアンケート調査はどの程度行ったのか」との質疑があり、当局より、「県民への意識調査は無作為に1,000名を対象を選び、回答率は48.2%、企業は500社を抽出してアンケート調査を実施し、回答率は65.8%であった」との答弁がありました。

このことに対して委員より、「県民の意識調査の対象数が1,000人のみで回答率が半分にも満たない。県民に税負担をお願いするのだから、緻密に事を進め、理解を得るために、今後も努力が必要ではないか」との意見がありました。

次に、公の施設の指定管理者の指定についてであります。

このことについて委員より、「いろいろな施設について、指定管理者の指定を行っており、その更新の選定の際に、さまざまな選定基準で審査しているところであるが、その団体の職員の労働条件が悪化しないよう配慮をお願いしたい」との要望がありました。

次に、新たな県総合計画についてであります。

このことについて当局より、宮崎県総合計画審議会で審議されている現段階の素案についての説明がありました。今後、新たな県総合計画（長期ビジョン）については、来年2月議会、アクションプランについては、来年6月議会において提案が行われる予定となっております。

このことについて複数の委員より、「県民の意見を幅広く聞き、有識者の意見も聞きながら、多くの時間と労力を使って作成されるものであるので、知事がかかるたびに新しい長期計画をつくるべきではない」という意見や、「T P Pの問題など、近い将来、状況が激変する可能性があり、来年2月議会で結論を出すには不安がある」という意見や、「宮崎県として骨太の方向性は必要である。長期計画については、じっくりと議論をさせてほしい」などの意見がありました。

これに対して当局より、「2月議会に提案するまでに、新知事ともしっかりと議論したい。T P Pについては大きな影響があるが、もしT P Pに参加した場合においても、関税の撤廃は10年間で順次行うこととなり、参加しない場合においても、新たな国とのE P Aの締結などの影響は出てくる。それらの影響を見きわめることとなると相当程度の期間が必要になる。T

PPの結論のいかにかわらず、新たな県総合計画では、宮崎県の農業に力を入れていく、成長産業として位置づけ、長期的な政策を持って進めていくべきだと考えている」との答弁がありました。

次に、請願第44号「県に住宅リフォーム助成制度の創設を求める請願」についてであります。

当請願については、全会一致で採択すべきものと決定したところでありますが、他県では秋田県がバリアフリー等の条件を設けずに助成を行っております。

このことについて委員より、「秋田県においては外構工事は助成の対象に含まれていないが、本県で制度を創設する場合には、さらに経済波及効果の対象業種を広げるために外構工事も対象とするよう検討してほしい」との要望がありました。

最後に、「県民政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○中村幸一議長 次は、厚生常任委員会、中野廣明委員長。

○中野廣明議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外2件及び新規請願4件の計7件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願1件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定をいたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部の補正予算についてであります。

今回の補正は、国庫補助の決定に伴うものや国庫委託の決定に伴うものとして、一般会計で3億3,400万円余の増額補正となっております。その結果、補正後の一般会計予算額は906億1,400万円余となり、一般会計と特別会計を合わせた福祉保健部の予算額は911億1,800万円余となります。

このうち、緊急医療体制支援事業についてあります。

これは、第2次救急医療機関等に診療協力をする診療所の医師に係る報酬等の一部を補助するなど、過酷な勤務状況にある救急医療機関勤務医の処遇改善と負担の軽減を図ることにより、救急医療体制の整備を推進するものであります。

このことについて、委員より、「報酬や手当の補助などにより処遇改善を行うことで、医師確保が図られ、ひいては救急医療体制の整備につながっていくのか」との質疑があり、当局より、「医師確保については、処遇改善だけでなく、研修医の指導体制などについても考えなければならない。また、救急医療だけでなく、医療全体について、根本的な医療提供体制を考えていかなければならないが、行政だけでは不可能であるので、大学や医師会等と連携を図り、医師にとって魅力のある体制をつくり上げていきたい」との答弁がありました。

次に、宮崎県地域福祉支援計画改訂案についてであります。

これは、平成18年度に策定した現計画が平成22年度までとなっていることから、今回見直

しを行い、計画を改訂するものであります。

このことについて委員より、「当計画改訂案における将来推計人口が、現在策定中の新たな県総合計画案で用いる数値と異なっているので、それぞれの計画の基礎的な数値については、整合性を持たせるべきではないか」との意見がありました。

また、別の委員より、「現計画についての検証を十分に行った上で、さらに地域福祉を向上させるような改訂計画にしていきたい」との要望がありました。

次に、県立病院事業の平成22年度上半期の業務状況についてであります。

このことについて当局より、「今年度の上半期は、診療報酬が10年ぶりのプラス改定であったことに加え、引き続き収益確保と費用削減に取り組んだ結果、赤字ではあるものの、昨年同期よりも収支が改善している状況である」との説明がありました。

このことについて、委員より、「職員の努力の結果が、今回の収支改善につながったと思うが、今回の業務状況のような情報等については、どのように全職員に周知しているのか」との質疑があり、当局より、「定例の会議等での報告や院内掲示板を活用した周知を行っている。また、病院局長が各病院に出向き、県議会の本会議や委員会での要望・意見等についても説明を行うなど、情報の共有化を図るとともに、職員の意識改革に努めている」との答弁がありました。

このことについて委員より、「経営改善の取り組みにおいては、職員一人一人の経営努力も重要であるので、今後も意識啓発等に努めながら、全職員が一丸となって取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、「ウイルス性肝炎患者の救済を求める意見書」についてであります。

我が国にはB型・C型肝炎感染者・患者が350万人いると推定されております。その大半は血液製剤の投与、輸血、集団予防接種における針・筒の使い回しなどの医療行為による感染であります。薬害肝炎救済特別措置法が平成20年1月に制定されましたが、患者の多くは、感染してから長い年月を経て発症するため、カルテ等による血液製剤投与の証明が難しく、ほとんどの患者が対象から除外されております。また、すべての肝炎患者を救済することを国の責務と定めた「肝炎対策基本法」が平成21年11月に制定されましたが、国の肝炎対策基本指針の策定や予算措置等がなければ、患者の救済は進みません。

このようなことから、国に対して、これらの患者を救済するため、速やかに必要な措置を講ずるよう強く要望するものであります。

次に、「知的障がい者が安心して暮らせる入所施設の存続を求める意見書」についてであります。

政府は、障害者自立支援法は廃止し、新たに障害者総合福祉法（仮称）を制定すると明言しており、現在、障がい者制度改革推進会議で議論が進められております。

しかし、一方では、障害者自立支援法に基づき、新体系への移行促進が図られ、知的障がい者の入所施設の存続が危惧されております。また、知的障がい者は、その障がい特性に合わせた継続的な支援が必要であり、報酬の日額制では施設への収入が一定せず、職員の非常勤化や支援の質の低下等も懸念され、そのはね返りは、知的障がい者が受けることとなります。

このようなことから、国に対して、知的障がい

い者が安心して暮らせる入所施設の存続のため、必要な措置を講じるよう強く要望するものであります。

以上、これら2件の意見書の提出につきましては、全会一致で決定したところでありますので、議長においてよろしくお取り計らいいただくようお願いいたします。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件の外、「福祉保健行政の推進並びに県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくをお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○中村幸一議長 次は、商工建設常任委員会、水間篤典委員長。

○水間篤典議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外5件の計6件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願1件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定をいたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、公の施設の指定管理者の指定についてであります。

これは、県営国民宿舎「えびの高原荘」及び県営えびの高原スポーツレクリエーション施設と県営国民宿舎「高千穂荘」の管理運営について、指定管理者を指定するものであります。

このことについて複数の委員より、「指定管理者の指定に係る審査等は、県の共通ルールにおいて実施され、適正に指定管理者候補者が決

定されるものと思われる。一方、県に納められる納付金の算定方法については、過去の施設収支状況等や修繕工事による経営のプラス影響等を考慮してそれぞれに定められており、その考え方については理解ができるが、両施設は同じ公の施設であるので、なるべく多くの企業が応募し競争性のある、より効果的な指定管理者制度とするためにも、今後、納付金の算定方法等のさらなる研究を行っていく必要があるのではないか」との意見がありました。

次に、平成22年度の企業誘致の状況についてであります。

このことについて、委員より、「県外からの企業誘致の状況はどのようになっているのか」との質疑があり、当局より、「22年度の新規立地企業件数は、12月1日現在で26件であり、このうち、県外からの新規立地が4件、県外からの既存立地企業の増設が2件となっている。県外からの企業立地は年々減少しており、全国的にも減少傾向であるが、フォローアップ事業等により各企業の要望や意見を聞きながら、県内に増設や新設をしていただくよう呼びかけをする等の取り組みを行っている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、新たな企業立地は、地域経済の活性化及び雇用の創出に直接つながることから、今後も引き続き、県外からの新規企業の立地促進が図られるよう、さらなる企業誘致活動への取り組みを要望いたします。

次に、県土整備部における公共事業の発注についてであります。

このことについて、委員より、「22年度における発注状況はどうなっているか」との質疑があり、当局より、「10月末での発注率は58.7%となっている」との答弁がありました。

これに対して委員より、「依然として厳しい経済・雇用情勢が続く中、必要な公共投資を積極的に行うことは、経済・雇用対策に効果的である。これから年度末に向けての公共事業の発注においては、速やかな予算執行に努めるとともに、雇用の促進及び中小企業の経営支援につながるような取り組みに努めていただきたい」との要望がありました。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件の外、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願います。以上をもって、当委員会の報告を終わります。

（拍手）〔降壇〕

○中村幸一議長 次は、環境農林水産常任委員会、十屋幸平委員長。

○十屋幸平議員 〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外1件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定をいたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部の補正予算についてであります。

今回の補正は、国の経済危機対応・地域活性化予備費使用等に伴うもので、一般会計で11億4,500万円余の増額補正であります。この結果、一般会計及び特別会計を合わせた補正後の環境森林部の予算額は277億1,400万円余となります。

次に、産業廃棄物の適正処理についてであります。

当局より、本県の環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る「宮崎県環境計画」の策定に係る経過報告及び原案の概要について説明がありました。

このことについて、複数の委員より、産業廃棄物の県外からの搬入の状況等について質疑があり、当局より、「県外からは一定の条件のもとに搬入を認めており、その際は、事前協議のほか厳正なチェックを行っている。また、県内で排出された廃棄物の一部が県外で処理されている実態もある」との答弁がありました。

また、別の委員より、「産業廃棄物の処理については、九州各県と連携を図り、各県の処理場の将来計画等について情報交換を行いながら、県内における適正処理体制の確保に努めてほしい」との要望がありました。

次に、森林環境税についてであります。

森林環境税については、税の適用期間を5年間延長するための条例改正案が今議会に提出されたところでありますが、委員より、「森林環境の保全という税の目的を達成するため、県産材の利用促進や公共建築物の木造・木質化のための事業にも活用できるよう、使途の拡大について前向きな検討を行ってほしい」との要望がありました。

次に、農政水産部の補正予算についてであります。

今回の補正は、口蹄疫復興対策等に伴うもので、一般会計で2億100万円余の増額補正であります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の農政水産部の予算額は959億6,900万円余となります。

このうち、家畜防疫指導強化対策事業について

てであります。

これは、県内の農場の飼養衛生管理基準の遵守状況を早急に点検し、県内の家畜防疫体制の強化を図るものであります。

このことについて委員より、「農家に対して徹底した指導を行い、防疫意識のさらなる向上に努めてほしい」との要望がありました。

また、関連して当局より、韓国での口蹄疫の発生状況等について報告がありました。

これに対して、委員より、「発生地域への旅行者に対して注意を呼びかけるなど、本県独自の対応はできないか」との質疑があり、当局より、「空港や港での消毒といった水際対策に加え、海外からの観光客が訪れるホテルやゴルフ場などに対しても、消毒体制の強化を図っていただくよう呼びかけをしまいたい」との答弁がありました。

次に、第七次宮崎県農業・農村振興長期計画及び第五次宮崎県水産業・漁村振興長期計画についてであります。

これらは、本県農業・農村及び水産業・漁村の持続的な発展に向けた総合的かつ長期的な振興方向を示す基本計画であり、当局より、策定に係る経過報告及び素案の概要について説明がありました。

このことについて委員より、「口蹄疫の発生やTPPへの対応等、本県の農水産業を取り巻く情勢は不安定かつ不透明なものとなっていることから、計画策定の時期や内容について慎重な検討を行ってほしい」との要望がありました。

次に、口蹄疫からの再生・復興についてであります。

当局より、県内家畜市場の動向や発生地域における家畜の再導入の状況等について説明があ

りました。

当委員会といたしましては、口蹄疫からの再生・復興はようやく緒についたところであることから、本県経済の早期再建に向けて、国とも連携しながら、切れ目のない持続的かつ効果的な施策を講じていただくよう強く要望するものであります。

最後に、「環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○中村幸一議長 次は、文教警察企業常任委員会、満行潤一委員長。

○満行潤一議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外2件及び新規請願1件の計4件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定をいたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第8号「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例」についてであります。

このことについて当局より、「「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に規定する店舗型性風俗特殊営業に「出会い系喫茶営業」が新たに追加されたことにより、県内全域で出会い系喫茶の営業を禁止するために条例改正を行うものである」との報告がありまし

た。

このことに関して、委員より、「県外から訪れた観光客などから、宮崎県は国道沿いにラブホテルが多くあり、また、派手な外見の施設が露出している」と言われることがある。クリーンで明るい宮崎県のイメージに沿うように、景観に配慮した外見などについても指導してもらいたい」との要望があり、当局より、「今回の法令改正により規制対象が拡大されるので、他の法令等も踏まえながら、できることはしっかりと対応していきたい」との答弁がありました。

次に、警察本部における鳥インフルエンザ及び口蹄疫の対応についてであります。

このことについて、委員より、「島根県で鳥インフルエンザが発生し、また、韓国では口蹄疫が発生したが、本県において、これらが再び発生すれば、本県の畜産業はさらに大変な事態となる。警察本部においては、しっかりと知事部局と連携して、防疫対策の強化をお願いしたい」との意見があり、当局より、「ことしの口蹄疫対応で県に対する協力の仕方などのノウハウがあるので、具体的な状況が出てくれば、県と連携してしっかりと対応していく」との答弁がありました。

次に、第2次宮崎県教育振興基本計画の策定状況についてであります。

このことについて当局より、「この計画は、宮崎県総合計画の分野別施策「人づくり」の部門別計画として策定するものである。策定に当たっては、本年1月に「宮崎の教育に関する調査」を実施し、4月からは教育委員会内に策定委員会を設けたほか、県民の幅広い意見等を聞くための策定懇話会や、今後の本県を担う世代である高校生や青年等を対象とした教育ミ-

ティング等を実施しながら作業を進めている。来年2月には、施策の内容や主な取り組み等について素案を報告し、パブリックコメント実施後、6月には県議会に計画案を提出したい」との報告がありました。

これに対して複数の委員より、「計画の策定に当たっては、今後行われる知事選、県議選や、本県の諸情勢などに考慮して、来年6月の議会に提案することにこだわらずに、慎重に検討を重ねて策定すべき」との強い意見がありました。

次に、企業局所管事業の本年度の事業実績についてであります。

このことについて当局より、「電気事業については、昨年度は雨量が例年に比べて非常に少なく、発電量が目標を大きく下回ったが、今年度は、特に4月から6月にかけて雨量が多かったことなどもあり、現在までのところ順調に推移している。また、工業用水道事業及び地域振興事業については、目標の数値を若干割り込んでいるものもあるが、おおむね順調な経営となっている」との報告がありました。

これに対し当委員会では、電気事業及び工業用水道事業については、両事業とも昨年度実績を上回るなど、安定した事業運営を行っていること、特に今年度は、「口蹄疫復興中小企業応援ファンド」の原資20億円を電気事業会計から一般会計に無利子で貸し付け、口蹄疫からの再生復興に貢献していること、また、20年を迎えた一ツ瀬川県民ゴルフ場は、記念イベントを実施するなど、低廉な利用料金や、地元からの雇用、地場製品の購入等により、地域振興と県民福祉の向上に寄与していることを確認いたしました。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公

営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願い申し上げます。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○中村幸一議長 以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○中村幸一議長 これより討論に入ります。

討論についての発言時間は、1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。今議会に提出をされました請願について討論を行います。

先ほど、委員長報告で継続との報告がありました、継続請願第38号「宮崎地方最低賃金改正についての請願」、及び新規請願第45号「後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書提出を求める請願」、第46号「最低保障年金制度の制定を求める請願」について、また、不採択との報告のありました、新規請願第43の1号及び第43の2号の「教育格差をなくしすべての子どもにゆきとどいた教育を求める請願」について、いずれの請願も採択を求めるものです。

ワーキングプアの実態は深刻さを増し、相次ぐ医療や社会保障制度の改悪で、国民の命も暮らしも脅かされ続けています。

こうした中で、生活できる最低賃金の保障を求めることや、高齢者が安心して医療が受けら

れる制度、安心して暮らせる年金制度の制定を求めることは当然のことであり、政治の責任でもあります。

また、教育格差をなくして、すべての子供たちに行き届いた教育を保障することも政治の役割です。

しかし、子供たちの健やかな成長を願い、そのためのさまざまな教育施策の充実を求めた同請願に、あっさりと不採択の結論が出されましたが、そうではなく、まずしっかりと受けとめることが必要ではないでしょうか。無限の可能性を秘めた子供たちをしっかりと守り、育てていくのは、我々大人の責任であり、責務でもあります。そして、そのための施策を行政に生かしていくのが議会の役割ではないでしょうか。

県議会は、こうした切実な県民要求を先延ばしにしたり切り捨てることなく、請願者の意思をしっかりと酌み取り、最大限力になることが求められていると思います。

各請願の速やかな採択を切に求め、討論といたします。〔降壇〕

○中村幸一議長 以上で討論は終わりました。

◎ 議案第1号から第13号まで採決

○中村幸一議長 これより採決に入ります。

まず、議案第1号から第13号までの各号議案について一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 請願第43の1号及び第43の2号採決

○中村幸一議長 次に、請願第43の1号及び第43の2号について一括お諮りいたします。

両請願に対する委員長の審査結果報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村幸一議長 起立多数。よって、両請願は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

◎ 請願第41号、第42号及び第44号採決

○中村幸一議長 次に、請願第41号、42号及び第44号について一括お諮りいたします。

各請願に対する委員長の審査結果報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議なしと認めます。よって、各請願は委員長の報告のとおり採択されました。

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○中村幸一議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長より、閉会中の継続審査及び調査の申し出がありますので、これを議題といたします。

まず、請願第38号についてお諮りいたします。

本請願は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村幸一議長 起立多数。よって、本請願は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査

とすることに決定いたしました。

次に、請願第45号及び第46号について一括お諮りいたします。

両請願は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村幸一議長 起立多数。よって、両請願は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいまお諮りしました請願を除く閉会中の継続審査及び調査については、各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

◎ 議員発議案送付の通知

○中村幸一議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会及び議員から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

平成22年12月7日

宮崎県議会議長 中村 幸一 殿

提出者 議会運営委員長 横田 照夫

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第2号

子ども手当財源の地方負担に反対する意見書

議員発議案第3号

ロシア大統領の北方領土訪問に対し、毅然とした外交姿勢を求める意見書

外山 衛

高橋 透

新見 昌安

議員発議案第4号

北朝鮮による韓国砲撃に抗議し、断固たる措置等を求める意見書

押川修一郎

黒木 正一

松田 勝則

議員発議案第5号

公共交通機関への公的支援及び総合的な交通体系の構築を求める意見書

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第1項の規定により提出します。

議員発議案第6号

脳脊髄液減少症の診断・治療の確立を求める意見書

記

議員発議案第10号

森林・林業・木材産業施策の積極的な推進を求める意見書

議員発議案第7号

切れ目のない中小企業支援及び金融支援策を求める意見書

◎ 議員発議案第2号から第10号まで
追加上程

○中村幸一議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第2号から第10号までの各号議案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

各号議案については、会議規則第39条第2項及び第3項の規定により、説明、質疑及び委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

◎ 討 論

○中村幸一議長 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

平成22年12月7日

宮崎県議会議長 中村 幸一 殿

提出者 厚生常任委員長 中野 廣明
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第8号

ウイルス性肝炎患者の救済を求める意見書

議員発議案第9号

知的障がい者が安心して暮らせる入所施設の存続を求める意見書

平成22年12月7日

宮崎県議会議長 中村 幸一 殿

提出者 宮崎県議会議員 緒嶋 雅晃
星原 透
井上紀代子
水間 篤典

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 議員発議案に対する討論を行います。

提出されました議員発議案第7号「切れ目のない中小企業支援及び金融支援策を求める意見書」について、反対の立場から討論いたします。

本意見書案にも示されているとおり、現在の長期にわたる深刻な不況、しかも、デフレ経済が進行する中で、中小企業は一段と厳しい状況にさらされています。

日本経済を支えている中小企業を今こそしっかり支援することは重要であり、本意見書案1の「期限切れとなる中小企業金融円滑化法と緊急保証制度の再延長や保証枠の拡大」を求めることは当然のことであり、賛成です。

しかし、2における「法人税率引き下げ」を前提とした対応策には問題があります。まず、我が党は、法人税引き下げそのものに反対です。なぜ法人税を引き下げなければならないのでしょうか。

日本経団連は、現在40%の法人実効税率は高過ぎるとして減税を要求しています。しかし、現在、日本のトップ大企業の利益にかかる法人課税の実際の課税率は、例を挙げれば、ソニー12.9%、住友化学16.5%、パナソニック17.6%、トヨタ自動車30.1%、本田技研24.5%、ブリヂストン21.3%など、大企業は研究開発減税や外国税額控除などさまざまな優遇措置によって、実際の負担率は30%程度になっているのが現状です。今や大企業の内部留保は、この1年間で233兆円から244兆円に膨らみ、手元資金も52兆円と空前の金余り状態にあります。

しかし、こうした現状に目をつぶり、法人税率をさらに25%に引き下げようというのが来年度の税制改正であり、その恩恵に浴するのは、

まさに一部の大企業です。

この税制改正によって、法人税収が9兆円の減収になることが予測され、政府は、その財源確保を課税ベースの拡大、すなわち、租税特別措置法に定められている各種の減税措置を廃止・縮小することで賄うとしています。

その中に、中小企業にかかわる減税措置も含まれていることから、中小企業への配慮、緩和策を求めているのが本意見書です。

しかし、政府の言う課税ベースの拡大をしても、数千億円の財源にしかならないことは各種試算からも明らかで、とても9兆円分の減収分の穴埋めにはなり得ず、足りない分は結局、消費税増税で国民に押しつけられることになりかねません。この深刻な長引く景気低迷を解決するためには、中小企業や国民の暮らしを支える方策こそ重要で、さらなる大企業優遇の減税を行う税制改革そのものに異議を唱える意見書こそ必要なのではないのでしょうか。

よって、今回提案されました意見書に賛同することはできないことを表明して、討論といたします。以上です。〔降壇〕

○中村幸一議長 以上で討論は終わりました。

◎ 議員発議案第7号採決

○中村幸一議長 これより採決に入ります。

まず、議員発議案第7号についてお諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立・挙手〕

○中村幸一議長 起立または挙手多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議員発議案第2号から第6号まで

及び第8号から第10号まで採決

○中村幸一議長 次に、議員発議案第2号から第6号まで、及び第8号から第10号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

◎ 知事あいさつ

○中村幸一議長 ここで、知事より、あいさつの申し出がありますので、これを許します。知事。

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 知事としての任期満了を年明けに控え、議員の皆様のお許しをいただきまして、お礼のごあいさつを申し述べさせていただきたいと存じます。

私は、平成19年1月に宮崎県知事に就任以来、約4年間、長い道のりでありましたが、今思えば、あっという間であったような気がいたします。

この間、私は、県民の皆様とのお約束であるマニフェストを実現するとともに、さまざまな当面する行政課題に取り組み、県勢の発展と県民福祉の向上を図るために、精いっぱい力を尽くしてまいりました。特に、マニフェストの最大の目標でありました県民の皆様への県政に対する信頼の回復と郷土宮崎への自信と誇りを高めることにつきましては、さまざまな県政改革を行うとともに、宮崎を全国に情報発信してまいりましたことで、おおむね県民の皆様への負託におこたえすることができたのではないかと考えているところであります。

また、極めて厳しい社会経済情勢や財政事情

の中ではありましたが、リーマンショック後の緊急経済・雇用対策の実施を初めといたしまして、高速道路や港湾などインフラ整備、災害時安心基金の創設や乳幼児医療費助成の拡大など、安全・安心な暮らしの確保、特別支援学校の整備や少人数学級の段階的实施など、教育の振興、宮崎ソーラーフロンティア構想など、環境エネルギー対策等々の各種施策も推進してきたところでありまして、一定の成果が得られたのではないかと考えております。これもひとえに県議会の皆様を初め、県民の皆様、そして職員の皆さんの御支援・御協力のおかげであり、心から感謝申し上げる次第であります。

とりわけ、議員の皆様には大所高所から御意見・御指摘・御提言を賜りますとともに、さまざまな議論をさせていただくなど、政治の初心者でありました私を温かく、また時には厳しく鍛え育てていただきました。私の政治家人生にとりまして、忘れ得ぬ貴重な経験になるものと思っております。

今回、私はこの国のあり方、国の統治システムを見直すことで、宮崎県や地方が抱える行政課題を抜本的に解決し、地方の衰退に歯どめをかけたいという一心で、知事を1期限りで退くことを決意いたしました。

退任後、どのような立場になるかわかりませんが、この国の統治システム、仕組みを見直し、真の地方分権を確立することで、分権国家を樹立し、そのことがひいては宮崎への恩返しにつながるものであると信じ、死力を尽くす覚悟であります。

私は、宮崎に生まれ、育ち、そして政治家としても県民の皆様へ生み育てていただきました。宮崎は私のふるさとであります。これからも、このふるさと宮崎を片時も忘れることな

く、宮崎の応援団の一人として、私にできる限りの協力・支援をさせていただきたいと思っております。

残された任期はわずかではありますが、口蹄疫からの再生・復興など、きちんとした道筋をつけた上で、次の県政への橋渡しができるよう、最後の一日まで全力で取り組んでまいりますので、引き続き皆様方の御指導・御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後に、郷土宮崎県の限りなき発展と、その発展の礎となっておられる議員の皆様方の御活躍、さらには、温かく県政を支えていただいた県民の皆様方の御多幸を心からお祈り申し上げます。甚だ意を尽くしますが、これまでいただきました御厚情に改めて深く感謝申し上げます。私のお礼のごあいさつとさせていただきます。まことにありがとうございました。（拍手）〔降壇〕

◎ 閉 会

○中村幸一議長 以上で、今期定例会の議事はすべて終了いたしました。

本年も、あと24日を残すのみとなりました。当局並びに議員各位におかれましては、一層御自愛の上、新たな年を御健勝で迎えられるよう、心から御祈念申し上げます。

これをもちまして、平成22年11月定例県議会を閉会いたします。

午前10時55分閉会